

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部医療課医務・看護担当
内線番号	4749

No.	項目	内容
①	処分名	病院, 診療所, 助産所の開設者外管理許可
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第205号
④	根拠条項	第12条第2項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第十二条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ●開設と同時に管理者を別に置くものではないこと ●既存の医療機関に管理者を別に定め、新たに他の医療機関を開設するものでないこと ●開設後、傷病のため長期療養を必要とする場合など、開設者による管理が一定期間不可能な場合 ●新たに開設する医療機関が医療に恵まれない地域にある場合
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)設定していない
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	医療課 医務・看護担当 075-414-4749
⑬	備考	